

「『(仮称)川越市パートナーシップ宣誓制度』の考え方」に対する意見募集の結果及び市の考え方について

1. 意見公募の概要

(1) 募集期間 令和元年11月27日(水)～令和元年12月26日(木)

(2) 募集対象

- ①市内に住所を有する者
- ②市内の事業所等に勤務する者
- ③市内の学校に在学する者
- ④その他案に関して利害関係を有する者

(3) 閲覧場所 男女共同参画課、各市民センター、南連絡所、南公民館

(4) 意見提出方法

- ①直接持参
- ②郵送
- ③ファクス
- ④市ホームページからの電子申請

2. 意見募集の結果

意見提出者 16名

3. 意見の概要と市の考え方

いただいたご意見と、それに対する市の考え方は、次ページのとおりです。

意見の概要	市の考え方
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進国でも同性婚を認める国が増えており、日本でも将来同性婚が認められる可能性がある。その流れに先んじて制度を導入することは、川越市にとっても有効であると思う。 この制度により救われる当事者が今後増えると思う。性的少数者に関する施策を推進することで、より住みやすい、住みたい地域になることを期待する。 体外受精で子どもを授かるカップルもあり、実質的には異性婚と変わらない。一つの家族として保証されるような制度を期待する。 ぜひ前向きに検討してほしい。少しでもパートナーシップ制度を認める自治体が増えると日本も変わることができると思う。 パートナーシップ制度が全国に広がり、同性婚・夫婦別姓がまた一步進むことを嬉しく思う。 制度の導入に賛成する。 	<p>いただいたご意見は、今後の性的少数者に係る施策を推進していく際の参考とさせていただきます。</p>
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「パートナー」の公証が、必要な場面でしっかり効力を発揮するものであってほしい。また、制度導入済みの自治体との互換性や、日本で同性婚が認められた時にもスムーズな移行ができるよう考えてほしい。 熊本市と福岡市のように、パートナーシップ制度を導入している自治体相互で利用できるようにし、転居や施設利用の利便性を確保してほしい。 	<p>制度導入済自治体の制度との互換性や相互利用等につきましては、県内をはじめとした他自治体の運用状況等も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋谷区や豊島区等のパートナーシップ制度に沿った制度になるのか。 	<p>パートナーシップ制度は自治体ごとに異なる内容となっておりますが、渋谷区や豊島区等、既に制度を導入している自治体を調査しつつ内容を検討しております。</p>
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権上の問題が心配であり、市民、事業者への積極的な啓発を行ってほしい。 	<p>これまで、男女共同参画情報紙「イーブン」や市ホームページ、研修等により、性的少数者への理解促進に向けた啓発を行ってまいりました。</p> <p>制度導入後も引き続き、市民や事業者の方への啓発を行ってまいります。</p>
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宣誓書受領証等を提示した結果、差別的取扱いを受ける可能性もある。条例によって不当な差別的取扱いへの罰則を規定するべきである。 	<p>条例で罰則を規定する前に、そのような差別的取扱いが生じないよう、市民や事業者の方に性的少数者への理解促進のための啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度を作るにあたり、当事者団体などの意見を聞く機会を設けてほしい。 	<p>制度内容の検討にあたり、会議や意見交換会等において当事者の方々からご意見をいただきました。</p> <p>また、今回、当事者の方々も含めさまざまな方から幅広くご意見をいただくため、意見公募を実施しました。</p> <p>今後も必要に応じて当事者の方々のご意見を伺いながら、取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>【制度全体についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2、制度の背景」において、意識調査をしているが、どういった人を対象とした調査なのか記載があったら、より説得力があると思う。 	<p>平成30年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」は、市内在住の満20歳以上の男女（外国籍市民を含む）3,000人を対象として実施しました。</p>
<p>【「パートナーシップ」の定義についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「戸籍上女性・性自認男性」「戸籍上男性・性自認男性」といったカップルも同性パートナーとして認めてほしい。異性のパートナーとして各種制度を利用できるが、自分の性を偽るのは苦しい。 何をもち「同性」とするのは、戸籍上か性自認かに限定せず、当事者たちの判断に任せてほしい。 戸籍上の性別が異なるカップルの宣誓も認めるべきである。戸籍上の性別が異なるというだけでパートナーシップ制度から排除するのは、多様性を認め合うという趣旨にそぐわない。 トランスジェンダーの中にも手術ができない方やしない方もいるなかで、戸籍上の性別が同性のカップルに限定するのは、性の多様性を考慮したといえるのか。 同性に限定してしまうと、ゲイ、レズビアンのカップルだけが対象となる。市内にはパートナーシップ制度を希望する事実婚カップルも多い。広く使える制度にしてほしい。 事実婚やXジェンダーなどLGBTのどれにも該当しない人々も対象にしてほしい。事実婚を対象にすれば異性愛者がLGBTやパートナーシップ制度を自分ごととして捉え、考えるきっかけになる。多様性の理念に近い制度になるのではないか。 性自認と性的指向の組み合わせは多様で、戸籍上同性に限定した場合に、取り残される性的少数者がいることを懸念する。 <p>千葉市や横浜市のように、事実婚を選択するカップルにも制度を利用できるようにしてほしい。</p>	<p>現状では、同性カップルは法律婚ができないため、さまざまな法的利益が享受できず、異性カップルと比べて社会生活上の不利益が大きいといえます。</p> <p>本制度に法的効果はありませんが、法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい同性カップルに対して宣誓書受領証を交付することで、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。</p> <p>まずは、本制度を契機として、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会気運の醸成をより一層進めていきたいと考えております。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>【「住所」についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも一方が川越市内に住所を有しているか、川越市内に転入を予定している場合であれば宣誓可能なのか不明である。 ・どちらか片方が川越市内在住であれば宣誓可能にしてほしい。市内同居を条件に入れると、対象から漏れるカップルが出てくる。特に男性同士のカップルは、同居のためのアパートを探すハードルが高い。普段別々に暮らすカップルだからこそ必要なのではないか。 	<p>住所につきましては、市が導入する制度として、双方が川越市在住であることが必要ですが、同居までは要件とはしておりません。</p> <p>また、同性カップルの方が同居するための住居を探すことが難しい事情等を考慮し、一方又は双方が市内に転入予定であっても宣誓していただくことはできます。</p> <p>転入予定の場合には、宣誓後3か月以内に、転入した事実が確認できる住民票の写し等を提出していただいた後に、宣誓書受領証をお渡しいたします。</p>
<p>【「住所」についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に生活できるカップルは多くないため、一方が川越市に在住していれば宣誓を認めてほしい。 <p>それが難しければ、せめてパートナーシップ宣誓制度を導入している市にそれぞれ居住していることを要件にしてほしい。</p>	<p>(住所につきましては上記のとおりです。)</p> <p>導入済自治体との連携につきましては、それぞれの自治体により異なる制度内容であることから、運用状況等も考慮し、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>【「年齢」についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻制度を念頭に置いているならば、宣誓できる年齢は民法上の婚姻適齢と合わせるべきである。 ・婚姻制度から排除された人の救済手段であるパートナーシップ制度が、婚姻制度よりも要件が厳しい部分があるのは矛盾している。 	<p>未成年者が婚姻した場合、成年に達した者とみなされ単独で法律行為ができますが、未成年者が宣誓をしても成年に達した者とみなされません。</p> <p>本制度は本人の意思を尊重する制度であるため、法律行為を行う際に、保護者の同意が不要となる「成年」に達した方を対象とすることを考えております。</p> <p>なお、民法の改正により、2022年4月1日からは「成年」が18歳以上となる予定です。同改正により、婚姻可能年齢も現行の男性18歳、女性16歳から男女ともに18歳に変更される予定です。</p>
<p>【「近親者」についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の同性カップルは、婚姻制度の代替として養子縁組をしていることもある。養子縁組した同性カップルは宣誓できないのか。 	<p>パートナーシップ関係にある同性カップルが養子縁組している場合には、宣誓していただけます。</p>
<p>【運用方法についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書受領証等は市民課で交付されるのか。 	<p>宣誓から宣誓書受領証等の交付までの手続きは、市民部男女共同参画課で行います。</p>
<p>【運用方法についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付にあたり、手数料はかかるのか。 	<p>宣誓書受領証等の発行に手数料はかかりません。</p> <p>ただし、住民票の写し等、宣誓に必要な書類の発行手数料はご負担いただきます。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>【運用方法についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅、都市住宅（集合住宅等）、民間住宅（アパート、マンション）などで、入居が認められるようにしてほしい。 	<p>市営住宅への入居資格については、検討してまいります。</p> <p>他の民間住宅については、制度の趣旨をご理解いただき、ご配慮いただけるよう、事業者の方への周知に努めてまいります。</p>
<p>【運用方法についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的効果が生じなくても、この制度が周知啓発されることで市民の理解が深まることを期待する。 ただし、この制度を利用するメリットが見えてこない、単なるアウトティングになると心配する当事者がいるかもしれない。市立病院での対応や市営住宅への入居など、市としての対応を表明してほしい。 パートナーシップ宣誓によって、具体的にどのような恩恵を受けられるのか。 	<p>本制度に法的効果はありませんが、性の多様性に対する社会的理解が広がり、性的少数者が抱える生きづらさの軽減や解消につながるよう導入するものです。</p> <p>市営住宅への入居資格については、検討してまいります。</p> <p>本市に市立病院はございませんが、市内の医療機関にもパートナーシップ制度の趣旨をご理解いただけるよう制度の周知を進めてまいります。</p> <p>今後、宣誓受領証を活用できるサービスを増やしていけるよう検討してまいります。</p>
<p>【運用方法についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「7、必要書類」（2）婚姻をしていないことを証明する書類において、パートナーが外国籍である場合も考慮してほしい。 	<p>日本国籍の方の場合は、婚姻していないことを証明する書類として、独身証明書や戸籍抄本等を提出していただきますが、外国籍の方の場合は、本国が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添付してご提出いただく予定です。</p>